

吉川市学校給食センター整備運営事業

入札説明書

平成 25 年 10 月

(平成 25 年 11 月改定)

吉川市

目 次

第 1 入札説明書等の位置づけ	1
1 遵守すべき法制度等	2
2 事業スケジュール(予定)	3
第 2 事業の目的及び内容	4
1 事業の目的	4
2 事業名称	4
3 事業実施場所	4
4 事業概要	4
5 本施設の管理者の名称	4
6 事業の対象範囲	5
7 事業方式	6
8 事業期間	6
9 事業期間終了時の措置	6
10 事業者の収入	7
11 事業の実施状況及びサービス水準のモニタリング	7
第 3 入札参加者の備えるべき参加資格要件	7
1 入札参加者の構成等	7
2 業務実施企業の参加資格要件	7
3 入札参加者及び協力企業の制限	9
4 特別目的会社（S P C）の設立等	10
5 参加資格要件の確認基準日	10
6 入札参加者及び協力企業の変更	10
7 吉川市入札参加資格者名簿の追加登録	10
第 4 事業者募集等のスケジュール	10
第 5 入札手続等	10
1 担当窓口	10
2 入札に関する手続	11
3 入札参加に関する留意事項	13
4 入札予定価格	14
第 6 入札書類の審査	14

1 P F I 事業等審査委員会	14
2 審査方法	15
3 審査項目等	15
第7 提案に関する条件	15
1 立地条件等	15
2 施設の設計・建設、維持管理及び運営等の提案に関する条件	16
3 業務の委託	16
4 資金計画・事業収支計画に関する条件	16
5 本市の費用負担	17
6 サービスの対価	18
7 本市による事業の実施状況及びサービス水準の監視	18
8 土地の使用	18
9 保険	18
10 本市と事業者の責任分担	18
11 財務書類の提出	18
第8 契約に関する事項	18
1 契約手続き	18
2 契約の枠組み	19
3 契約金額	19
4 契約保証金	19
5 事業者の事業契約上の地位	19
第9 提出書類	20
1 入札時の提出書類	20
第10 その他	22
1 事業の継続が困難となった場合の措置	22

第1 入札説明書等の位置づけ

この入札説明書は、吉川市（以下「本市」という。）が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）に基づき、特定事業として選定した吉川市学校給食センター整備運営事業（以下「本事業」という。）を実施するに当たり、民間事業者（以下「事業者」という。）を総合評価一般競争入札により募集及び選定するため、入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）を対象に配付するものである。

また、この入札説明書は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、吉川市契約規則（昭和 39 年規則第 2 号）及び本事業の調達に係る入札公告（以下「入札公告」という。）のほか、本市が発注する調達契約に関し、入札参加者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

入札説明書に合わせ配付する次の資料を含め、「入札説明書等」と定義する。入札参加者は入札説明書等の内容を踏まえ、入札に参加するものとする。

事業契約書（案）：本事業の実施に係わる契約（以下「事業契約」という。）の内容を示すもの（仮事業契約書及び事業契約約款（案）により構成され、事業契約約款（案）には、別紙も含まれる。）

要求水準書（添付資料を含む。）：本市が事業者に要求する具体的な設計、建設、維持管理及び運営のサービス水準を示すもの

落札者決定基準：入札参加者から提出された提案書を評価する基準を示すもの

様式集：提案書の作成に使用する様式を示すもの

基本協定書（案）：事業契約の締結に向けて、本市と落札者との間の基本的な協約事項を示すもの

なお、入札説明書等と公表済みの実施方針及び要求水準書（案）に関する質問等に対する回答に相違のある場合は、入札説明書等の内容を優先するものとし、入札説明書等に記載がない事項については、実施方針及び要求水準書（案）に関する質問等に対する回答によるものとする。

1 遵守すべき法制度等

本事業の実施に当たっては、PFI法及び「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」（平成12年総理府告示第11号。以下「基本方針」という。）並びに地方自治法のほか、以下に掲げる関連法令（当該法律の施行令及び施行規則等の政令、省令等を含む。）を遵守するとともに、関連する要綱・基準（最新版）についても、適宜参照すること。

なお、以下に記載のない法令等についても、必要により適宜参照すること。

【法令・条例等】

- ① 建築基準法
- ② 都市計画法
- ③ 消防法
- ④ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
- ⑤ 水道法、下水道法、水質汚濁防止法
- ⑥ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ⑦ 大気汚染防止法、悪臭防止法
- ⑧ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律
- ⑨ 地球温暖化対策の推進に関する法律
- ⑩ エネルギーの使用の合理化に関する法律
- ⑪ 電気事業法
- ⑫ 騒音規制法、振動規制法
- ⑬ 学校給食法、学校保健安全法、食品衛生法
- ⑭ 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律
- ⑮ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- ⑯ 警備業法、労働安全衛生法その他各種のビル管理関係法律
- ⑰ 建設業法その他各種の建築関係資格法律及び労働関係法律
- ⑱ 条例
 - i) 埼玉県建築基準法施行条例
 - ii) 埼玉県景観条例
 - iii) 埼玉県環境基本条例
 - iv) 埼玉県生活環境保全条例
 - v) 埼玉県福祉のまちづくり条例
 - vi) 吉川市まちづくり整備基準条例
 - vii) 吉川市環境保全条例
 - viii) 吉川市みどりの条例
 - ix) 吉川市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例
 - x) 吉川市文化財保護条例
 - xi) 吉川市水道給水条例
 - xii) 吉川市下水道条例
 - xiii) 吉川市個人情報保護条例
 - xiv) 吉川市情報公開条例
 - xv) 吉川松伏消防組合火災予防条例
- ⑲ その他関連法令、条例等

【要綱・各種基準等】

- ① 公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）
- ② 官庁施設の基本的性能基準及び同解説
- ③ 建築構造設計基準及び同基準の資料
- ④ 建築設計基準及び同解説
- ⑤ 官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説
- ⑥ 建築工事監理指針、電気設備工事監理指針、機械設備工事監理指針
- ⑦ 建築工事安全施工技術指針
- ⑧ 建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編）
- ⑨ 建設副産物適正処理推進要綱
- ⑩ ヒートアイランド現象緩和のための建築設計ガイドライン
- ⑪ 学校給食衛生管理基準、学校給食実施基準
- ⑫ 大量調理施設衛生管理マニュアル
- ⑬ 学校給食調理場における手洗いマニュアル、調理場における洗浄・消毒マニュアル
- ⑭ 食に関する指導の手引
- ⑮ 学校給食における食中毒防止の手引き
- ⑯ 学校環境衛生基準
- ⑰ 埼玉県グリーン調達推進方針
- ⑱ 吉川市緑の基本計画
- ⑲ その他関連要綱及び基準

2 事業スケジュール(予定)

事業スケジュールは、概ね次のとおりとする。

本契約の締結時期	平成 26 年 6 月
事業期間	事業契約締結日～平成 43 年 3 月 31 日
設計・建設期間	事業契約締結日～平成 28 年 1 月 29 日
既存学校給食センター解体・撤去期間	平成 28 年 4 月～平成 28 年 7 月 31 日
既存学校給食調理場解体・配膳室増築期間	平成 28 年 7 月下旬～平成 28 年 10 月下旬
開業準備期間	施設引渡し日～平成 28 年 3 月 31 日
運用開始日	平成 28 年 4 月 1 日
維持管理期間	施設引渡し日～平成 43 年 3 月 31 日
運営期間	運用開始日～平成 43 年 3 月 31 日

第2 事業の目的及び内容

1 事業の目的

本市の学校給食センターは、昭和46年に第一学校給食センターが建設され、小中学校の完全給食が実施された。その後、JR武蔵野線の開通や吉川団地などの整備により児童生徒が急増し、昭和53年に関小学校給食調理場、昭和54年に栄小学校給食調理場、昭和59年に第二学校給食センターが開設され学校給食を実施してきた。学校給食センター等（関・栄小学校給食調理場含む）は施設、整備の老朽化が著しく、毎年施設修繕を繰り返し、給食を供給している状況にある。また、現在の学校給食衛生管理基準に適合しておらず、一日も早い改築が求められている。

このような中、本市教育委員会では平成19年度に学校給食センター運営委員会に「吉川市立第一学校給食センター老朽化に伴う改築手法」について諮問を行い、「食育の推進」「安全安心な食材の選定」「衛生管理の徹底」「地場産食材の活用」「コスト比較」の5つの評価項目を検討したところ、公設公営と遜色のないサービスの提供が可能なPFI方式を選択すると答申が出されている。また、「第5次吉川市総合振興計画」（前期基本計画平成24年度から平成28年度）においても、「民間活力を導入した手法で給食センターの改築を行います。」と位置づけされている。

そこで、本事業は、平成25年3月に策定した「吉川市学校給食センター整備運営事業基本計画」に従い、新たな学校給食センター（以下「新学校給食センター」という。）を整備するものである。また、第一学校給食センター及び第二学校給食センター（以下「既存学校給食センター」という。）の解体・撤去、関小学校給食調理場及び栄小学校給食調理場（以下「既存学校給食調理場」という。）の解体・撤去及び配膳室の増築を一体的に実施するものである。

なお、本事業を実施するにあたっては、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づき、施設の設計、建設、維持管理及び運營業務を長期に、かつ、一体的に民間事業者任せ、長期に亘って安全でおいしい給食を提供するとともに、施設の良好な維持管理等により、長期的な観点で施設の維持管理と運営のコストの縮減を目指すものとする。

2 事業名称

吉川市学校給食センター整備運営事業

3 事業実施場所

1) 事業用地

吉川市大字川藤字前新田 3265 番 1 外 3 筆

2) 敷地面積

約 7,531 ㎡

4 事業概要

7,500食／日の調理能力を有する新学校給食センターの設計・建設及び維持管理・運営、既存学校給食センター及び既存学校給食調理場の解体・撤去、関小学校及び栄小学校の配膳室増築を行う。

5 本施設の管理者の名称

吉川市長 戸張胤茂

6 事業の対象範囲

本事業の対象範囲は、以下のとおりである。

1) 設計業務

- ① 事前調査業務（必要に応じて、現況測量、地盤調査等）
- ② 設計業務
- ③ 電波障害調査業務
- ④ 本事業に伴う各種申請等の業務
- ⑤ その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務

2) 建設・工事監理業務

- ① 新学校給食センターの建設業務
- ② 既存学校給食センター及び既存学校給食調理場の解体・撤去業務
- ③ 関小学校及び栄小学校の配膳室の増築業務
- ④ 厨房機器等の調達及び設置業務
- ⑤ 什器・備品等設置業務
- ⑥ 食器類・食缶等の調達業務
- ⑦ 工事監理業務
- ⑧ 近隣対応・対策業務
- ⑨ 電波障害対策業務
- ⑩ その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務

3) 維持管理業務

- ① 建築物保守管理業務
- ② 建築設備・厨房機器等保守管理業務
- ③ 什器・備品等保守管理業務
- ④ 食器類・食缶等の更新業務
- ⑤ 外構等維持管理業務
- ⑥ 環境衛生・清掃業務
- ⑦ 警備保安業務
- ⑧ 修繕業務
- ⑨ その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務

※ 建築物、建築設備に係る大規模修繕については、本市が直接行うこととし、事業者の業務対象範囲外とする。ここでいう大規模修繕とは、建物の一側面、連続する一面全体又は全面に対して行う修繕をいい、設備に関しては、機器、配管、配線の全面的な更新を行う修繕をいう（「建築物修繕措置判定手法（（旧）建設大臣官房官庁営繕部監修）」（平成5年版）の記述に準ずる。）。

4) 運營業務

- ① 給食調理業務
- ② 給食配送・食器等回収業務
- ③ 食器等洗浄・残滓処理等業務
- ④ その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務

※ 運営に関して本市が実施する主な業務は、以下のとおりとする。

- i) 調理食数の決定
- ii) 献立の作成
- iii) 食材の調達
- iv) 食材の検収
- v) 検食
- vi) 配送校内での配膳
- vii) 給食費の徴収管理
- viii) 配送校の変更等による調理食数の調整
- ix) 食育に関する指導

5) その他

事業者の提案に基づく付帯事業は、以下の点に留意した上で、落札者決定後、協議のうえ、本市が許可した場合に限りこれを実施することができる。なお、実施にあたっての条件等は、以下のとおりである。

- ① 独立採算事業とし、施設賃料・使用料等を本市に支払うこと。なお、無償若しくは本市側からサービス対価を支払う事業については、「入札者独自の提案」として扱い、本事業の対象とする。
- ② 公共施設の有効活用の観点から、地域の活性化や利便性の向上等の市民サービスの向上に寄与するものとする。
- ③ 学校給食法をはじめとする各種法令、指針、基準等の趣旨に反することのないような事業とする。
- ④ 施設整備や付帯事業運営において主体事業である新学校給食センターの維持管理業務及び運營業務に影響を及ぼさないようにする。
- ⑤ 付帯事業が許可を受けた内容と異なる場合、あるいは付帯事業を継続することが不適當であると本市が認めた場合等は、本市は事業者に対して付帯事業を中止させることができる。

7 事業方式

本事業は、PFI 法第 10 条第 1 項に基づき本市が事業者と締結する PFI 事業に係る契約（以下「事業契約」という。）に従い、事業者が、新学校給食センターの設計・建設等の業務を行い、本市に所有権を設定した後、事業契約により締結された契約書（以下「事業契約書」という。）に定める事業期間中、維持管理及び運營業務を遂行する方式（BTO: Build Transfer Operate）により実施する。

8 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日より平成 43 年 3 月 31 日までとする。

9 事業期間終了時の措置

事業期間の終了時、事業者は、施設から速やかに退去する。

なお、事業者は、事業契約期間満了後に本市が新学校給食センターを継続的に維持管理及び運營業務を行うことができるように、事業契約期間満了日の約 2 年前から、新学校給食センターの維持管理及び運營業務に係る必要事項や操作要領、申し送り事項その他の関係資料を本市に提供する等、事業の引き継ぎに必要な協議・協力を行うこと（事業契約期間満了以外の事由による事業終了時の対応については、事業契約書において示す。）。

10 事業者の収入

本市は、本事業において、事業者が提供するサービスに対し、事業契約書に定めるサービスの対価を、新学校給食センター並びに関小学校及び栄小学校の配膳室の引き渡し後、事業期間終了時までの間、一時に又は定期的に支払う（ただし、既存学校給食センターの解体・撤去業務のサービスの対価については、当該業務完了後に定期的に支払う。）。サービスの対価は、設計及び建設等業務の対価、維持管理業務及び運営業務の対価からなる。

11 事業の実施状況及びサービス水準のモニタリング

① モニタリングの実施

本事業の目的を達成するために、事業者が定められた業務を確実に遂行し、要求水準書に示されたサービス水準を達成しているか否かを確認するため、本市でモニタリングを行う。

② モニタリングの時期

本市が行うモニタリングは、設計時、工事施工時、工事完成時、維持管理時及び運営時の各段階において実施する。

③ モニタリングの方法

モニタリングは、本市が提示した方法に従って本市が実施する。事業者は、本市からの求めに応じて、モニタリングのために必要な資料等を提出するものとする。

④ モニタリングの結果

モニタリングの結果は、本市から事業者に対して支払われるサービスの対価の算定等に反映され、要求水準書に示されたサービス水準を一定限度下回る場合には、サービスの対価の支払の延期や減額のほか、改善勧告、契約解除等の措置の対象となる。

第3 入札参加者の備えるべき参加資格要件

1 入札参加者の構成等

- ① 入札参加者は、複数の企業で構成するグループ（以下「入札参加グループ」という。）とする。入札参加グループは、代表企業（以下「代表企業」という。）を定め、それ以外の企業は構成企業（以下「構成企業」という。）とする。
- ② 代表企業若しくは構成企業が業務に当たらない場合には、当該業務を実施させる企業を協力企業（以下「協力企業」という。）として、参加表明書において明記するものとする。また、参加表明書に代表企業名を明記し、必ず代表企業が入札手続きを行うこととする。
- ③ 入札参加者は、入札の結果、落札者として選定された場合は、代表企業及び構成企業の出資により、SPC を仮事業契約締結時までに設立するものとする。なお、代表企業は、入札参加グループ中最大の出資割合を負担するものとする。
- ④ 代表企業及び構成企業以外の者が SPC の出資者になることは可能であるが、全事業期間を通じて、当該出資者の出資比率は出資額全体の 100 分の 50 未満とする。

2 業務実施企業の参加資格要件

代表企業、構成企業及び協力企業のうち設計、建設、工事監理、維持管理及び運営の各業務を行う者（事業者が設立する SPC からこれらの業務を受託する者を含む。）は、それぞれ①、②、③、④及び⑤の要件を満たさなければならない。なお、複数の要件を満たす者は、当該複数業務を行うことができる。

ただし、建設業務を行う者及びこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者は、工事監理業務を行うことはできない。なお、「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50以上の株式を有し、又はその出資の総額の100分の50以上の出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の役員を兼ねている者をいう。

① 設計業務を行う者

次に掲げる要件に該当すること。ただし、設計業務を複数の設計企業で実施する場合は、少なくとも1社が全ての要件に該当し、以下に示すa及びbの要件については、全ての企業がいずれにも該当すること。

- a. 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
- b. 本市の平成25・26年度の入札参加資格者名簿に登録されていること。
- c. HACCP（Hazard Analysis Critical Control Point）対応施設に対する相当の実績等を有していること。
なお、「HACCPに対する相当の実績等を有していること」とは、HACCP認証取得施設、ISO22000認証取得施設又は地方公共団体が行う自主衛生管理評価事業等によりHACCPと同等の自主衛生管理を行っていることと認められた施設の設計実績、ドライシステムの学校給食施設の設計実績、HACCPに関する書籍の出版等の実績、HACCPに関する審査員資格等を有しているものを配置すること等をいう。
- d. 延べ面積2,000㎡以上の公共施設の設計実績（基本設計又は実施設計）を有していること。
- e. 平成15年4月以降に着手した学校給食センター又は公用若しくは公益的施設（以下「学校給食センター等」という。）における集団調理施設の設計実績（基本設計又は実施設計）を有していること。

② 建設業務を行う者

次に掲げる要件に該当すること。ただし、建設業務を複数の建設企業で実施する場合は、少なくとも1社が全ての要件に該当すること。

- a. 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けた者であること。
- b. 本市の平成25・26年度の入札参加資格者名簿に登録されており、建築一式工事においてランクAで登録されている者であって、延べ面積2,000㎡以上の公共施設の施工実績を有していること。
- c. 平成15年4月以降に着手した学校給食センター等の集団調理施設又は調理施設を有する学校等の施工実績を有していること。

③ 工事監理業務を行う者

次に掲げる要件に該当すること。ただし、工事監理業務を複数の工事監理企業で実施する場合は、少なくとも1社が全ての要件に該当し、以下に示すa及びbの要件については、全ての企業がいずれにも該当すること。

- a. 建築士法第23条第1項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
- b. 本市の平成25・26年度の入札参加資格者名簿に登録されていること。
- c. 延べ面積2,000㎡以上の公共施設の工事監理実績を有していること。
- d. 平成15年4月以降に着手した学校給食センター等の集団調理施設又は調理施設を有する学校又は公用若しくは公益的施設（以下「学校等」という。）の工事監理実績を有していること。

- ④ 維持管理業務を行う者
- a. 本市の平成 25・26 年度の入札参加資格者名簿に登録されていること。
 - b. 平成 15 年 4 月以降に着手した学校給食センター等の集団調理施設又は調理施設を有する学校等において、維持管理業務の実績を有していること。
- ⑤ 運営業務を行う者
- a. 本市の平成 25・26 年度の入札参加資格者名簿に登録されていること。
 - b. HACCP に対する相当の実績等を有していること。
 なお、「HACCP に対する相当の実績等を有していること」とは、HACCP 認証取得施設、ISO22000 認証取得施設又は地方公共団体が行う自主衛生管理評価事業等により HACCP と同等の自主衛生管理を行っていることと認められた施設の運営実績、ドライシステムの学校給食施設の運営実績、HACCP に関する書籍の出版等の実績、若しくは HACCP に関する審査員資格等を有しているものを配置すること等をいう。
 - c. 給食調理業務を行う者については、平成 15 年 4 月以降に学校給食センター等の集団調理施設又は調理施設を有する学校等において、1,000 食/日以上調理業務の実績を有していること。
 - d. 学校給食センター等の集団調理施設での調理業務の経験が 2 年以上で、かつ、栄養士又は調理師のいずれかの資格を有する者を、調理責任者として、当該調理業務を実際に行う企業の正規職員として配置できること。

3 入札参加者及び協力企業の制限

次のいずれかに該当する者は、入札参加者及び協力企業となることはできない。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- ② 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続き開始の申立てがなされている者。ただし、再生計画の認可決定を得、かつ、再生計画の取消決定を受けていない者を除く。
- ③ 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 511 条の規定による特別清算開始の申立てがなされている者又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続き開始の申立てがなされている者
- ④ 本市から指名停止措置を受けている者
- ⑤ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に違反し、公正取引委員会から排除措置等の命令を受けている者
- ⑥ 本事業に係るアドバイザー業務に関与した者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。本事業に係るアドバイザー業務に関与した者は、次に掲げる者である。
 - ・株式会社 建設技術研究所
 - ・シリウス総合法律事務所
 - ・株式会社 学校文化施設研究所
- ⑦ 第 6 の 1 に記載の PFI 事業等審査委員会の委員と資本面又は人事面において関連がある者。なお、委員公表日以降に、本事業に関わって、当該委員に接触を試みた者は、入札参加資格を失うものとする。
- ⑧ 最近 1 年間に於いて国税及び地方税を滞納している者
- ⑨ 入札参加者及び協力企業のいずれかで、他の入札参加者又は協力企業として参加している者（ただし、給食配送・食器等の回収業務を実施する協力企業として本事業に参加しようとする者は、複数の入札参加者の協力企業となることができる。）

4 特別目的会社（SPC）の設立等

入札参加者は、本事業の事業者を選定された場合、会社法に定める株式会社として本事業を実施する SPC を吉川市内に設立することとする。なお事業用地内に設立することは不可とする。

SPC の株式については、事前に書面により本市の承諾を得た場合、譲渡、担保権等の設定その他の処分を行うことができる。

5 参加資格要件の確認基準日

参加資格要件の確認基準日は、参加表明書、資格審査書類を受付した日とする。ただし、参加資格を確認後、落札者決定の日までの間に、代表企業が参加資格要件を欠くこととなった場合には、失格とする。また、事業契約締結日までの間に、代表企業が資格要件を欠くこととなった場合には、事業契約を締結しないこととする。

6 入札参加者及び協力企業の変更

代表企業の変更は認めないが、構成企業及び協力企業については、資格・能力等の面で支障がないと本市が判断した場合には、追加及び変更を可能とする。

7 吉川市入札参加資格者名簿の追加登録

平成 25・26 年度吉川市入札参加資格者名簿への登録が済んでいない代表企業、構成企業及び協力企業については、平成 25 年 10 月 1 日から 31 日までの間に登録を行うこと。なお、登録方法等は、第 5 の 2 に記載の吉川市公式ホームページ上で公表する。

第4 事業者募集等のスケジュール

事業者の募集及び選定に当たってのスケジュール（予定）は、以下のとおりである。

日 程	スケジュール
平成 25 年 10 月 1 日	入札の公告、入札説明書等の公表
平成 25 年 10 月 2 日	入札説明書等に関する説明会の開催
平成 25 年 10 月 1 日から 31 日	平成 25・26 年度吉川市入札参加資格者名簿追加登録期間
平成 25 年 10 月 15 日	入札説明書等に関する第 1 回質問受付締切
平成 25 年 11 月上旬	入札説明書等に関する第 1 回質問・回答の公表
平成 25 年 11 月 19 日	入札説明書等に関する第 2 回質問受付締切
平成 25 年 12 月上旬	入札説明書等に関する第 2 回質問・回答の公表
平成 26 年 1 月 6 日から 10 日	参加表明書の受付
平成 26 年 1 月 27 日から 31 日	資格審査書類、入札及び提案に係る書類の受付
平成 26 年 3 月下旬	落札者の決定及び公表
平成 26 年 4 月下旬	基本協定の締結
平成 26 年 5 月中旬	仮事業契約の締結
平成 26 年 6 月中旬	市議会の議決

第5 入札手続等

1 担当窓口

入札手続きについての本市の担当窓口を次のとおり定める。また、各手続き、連絡先、提出先等は、特に指定のない限り下記を窓口とする。

吉川市教育委員会 学校教育課 学校給食センター整備担当
住 所：〒342-0055 埼玉県吉川市吉川 1-21-13
電 話：048-984-3564
F A X：048-984-3562
E-mail：gatukou2@city.yoshikawa.saitama.jp

2 入札に関する手続

(1) 入札公告、入札説明書等の公表

特定事業の選定を踏まえ、平成 25 年 10 月 1 日(火)に、本事業の調達に係る入札公告を行い、合わせて入札説明書等を吉川市公式ホームページ上で公表する。

(本市公式ホームページアドレス <http://www.city.yoshikawa.saitama.jp>)

(2) 入札説明会等

入札説明書等に関する説明会、既存学校給食調理場の見学会を次のとおり開催する。

① 入札説明会

日時：平成 25 年 10 月 2 日 (水) 午後 1 時 30 分から午後 3 時まで

会場：吉川市中央公民館 301、302 会議室

住所：吉川市大字保 577 番地

② 関小学校及び栄小学校給食配膳室見学会 入札説明書等に関する説明会終了後に行う。

日時：平成 25 年 10 月 2 日 (水) 午後 3 時から午後 5 時まで

(3) 資料の閲覧

既存学校給食センター及び既存学校給食調理場の設計図、造成計画図、地盤調査資料の閲覧を、次のとおり行う。閲覧を希望するものは、事前に上記第 5 の 1 の担当窓口へに連絡すること。

① 閲覧期間：平成 25 年 10 月 1 日 (火) から平成 26 年 1 月 24 日 (金) まで (閉庁日を

除く) の午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで

② 閲覧場所：上記第 5 の 1 の担当窓口

③ 資料の貸出し：行わない。

(4) 入札説明書等に関する第 1 回質問及び意見・回答

入札説明書等に関する質問及び意見を次のとおり受け付ける。

① 受付期間：入札説明書等公表の日から 10 月 15 日 (火) 午後 5 時まで

② 受付方法：別紙 1「入札説明書等に関する質問書」に記入の上、上記第 5 の 1 の担当窓口へ原則として Eメールにより提出すること。

③ 回答：平成 25 年 11 月上旬に吉川市公式ホームページにおいて公表する予定である。

(5) 入札説明書等に関する第 2 回質問及び意見・回答

入札説明書等に関する質問及び意見を次のとおり受け付ける。

① 受付期間：第 1 回質問への回答の日から 11 月 19 日 (火) 午後 5 時まで

② 受付方法：別紙 1「入札説明書等に関する質問書」に記入の上、上記第 5 の 1 の担当窓口へ原則として Eメールにより提出すること。

③ 回答：平成 25 年 12 月上旬に吉川市公式ホームページにおいて公表する予定である。

(6) 入札参加表明の受付

事業提案を提出する入札参加者は、参加表明書を次の期間に提出すること。参加表明書の提出を行った者に受付番号を通知する。

- ① 受付期間：平成 26 年 1 月 6 日（月）から平成 26 年 1 月 10 日（金）までの午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 4 時（最終日は午後 2 時）まで。
- ② 提出場所：上記第 5 の 1 の担当窓口
- ③ 提出方法：持参すること。
- ④ 提出書類：入札参加資格審査書類 様式 1-1

(7) 入札参加資格審査書類及び入札書類の受付期間、場所及び方法

入札参加資格審査書類及び入札書類を提出する入札参加者は、関係する書類を下記の期間に提出しなければならない。入札日時に遅れた場合は、入札に参加できない。

- ① 受付期間：平成 26 年 1 月 27 日（月）から平成 26 年 1 月 31 日（金）までの平日、午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までとする。
- ② 提出場所：上記第 5 の 1 の担当窓口
- ③ 提出方法：持参すること。
- ④ 提出書類：入札参加資格審査書類等及び入札書類（「第 9 提出書類」を参照）
- ⑤ 提出部数：入札参加資格審査書類は 1 部、入札書類は正本 1 部並びに副本 10 部を提出すること。

(8) 入札の手順

- ① 提出された入札参加資格審査書類等及び入札書類が全て揃っていることを確認し、揃っていない場合は失格とする。
- ② 入札参加資格審査書類等及び入札書類が全て揃っている入札参加者の入札参加資格等が本市の要求を満たしていることを確認し、満たしていないと評価された場合は失格とする。
- ③ 入札参加資格を満たしていると評価された入札参加者の入札書類について落札者決定基準に従い、審査を行う。
- ④ 審査された入札参加者の入札書（入札書類審査に関する提出書類「様式 A-3」）を開札する。開札は、入札参加者の立会いの上行うものとする。
 - a. 開札日時：平成 26 年 3 月下旬（予定）
 - b. 開札場所：決定後、入札参加者に連絡する
- ⑤ 入札書に記載する入札金額は、消費税等抜きの金額を記載する。入札金額が、本市の設定した予定価格を超えている場合は失格とし、その場で当該入札参加者に通知する。なお、全入札参加者の入札金額が予定価格を超えている場合でも、再度入札（2 回目）は行わない。
- ⑥ 入札説明書等で示す要件を全て満たしている提案をした入札参加者の中から、地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2 第 1 項に規定する総合評価一般競争入札により落札者を決定する。
- ⑦ 本市は、別に公表する落札者決定基準に基づき、吉川市学校給食センター整備運営事業に関する PFI 事業等審査委員会設置規則（平成 25 年吉川市規則第 27 号）第 1 条に規定する PFI 事業等審査委員会による提案内容の審査と入札価格を総合的に評価し、落札者を決定する。

- ⑧ 落札者となった入札参加者の代表企業に対して、平成 26 年 3 月下旬までに決定通知を行う。

(9) ヒアリング等の実施

本市は、入札参加者に対し、平成 26 年 3 月中旬に提案書の内容に関するヒアリング等を実施する。詳細については、該当者に別途連絡する。

3 入札参加に関する留意事項

(1) 入札説明書等の承諾

入札参加者は、入札書類の提出をもって、入札説明書等及び追加資料の記載内容を承諾したものとみなす。

(2) 費用負担

入札に伴う費用は、全て入札参加者の負担とする。

(3) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(4) 契約手続きにおいて使用する言語、通貨単位及び時刻

入札に関して使用する言語は日本語、単位は計量法(平成 4 年法律第 51 号)に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(5) 著作権

提案書の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、本事業において公表等が必要と認めるときは、本市は提案書の全部又は一部を使用できるものとする。

また、契約に至らなかった入札参加者の提案については、本市が事業者選定過程等を説明する以外の目的には使用しないものとする。

(6) 特許権等

提案の中で特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護されている権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用することとしている場合、これらの使用により生じる責任は、原則として入札参加者が負うものとする。

(7) 提出書類の取扱い

提出された書類については、変更できないものとする。

なお、審査後、落札者以外の提出書類は返却するものとする。

(8) 本市からの提示資料の取扱い

本市が提示する資料は、入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。

(9) 入札無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ① 公告に示した入札参加者の備えるべき参加資格のない者の提出した入札書類
- ② 事業名及び入札金額のない入札書類
- ③ 入札参加者氏名及び押印のない又は判然としない入札書類
- ④ 事業名に誤りのある入札書類
- ⑤ 入札金額の記載が不明確な入札書類
- ⑥ 入札金額を訂正した入札書類
- ⑦ 1つの入札について同一の者がした2以上の入札書類
- ⑧ 入札書類の受付期間締切までに到達しなかった入札書類
- ⑨ 公正な価格を害し、又は不正な利益を得るために明らかに連合したと認められる者の提出した入札書類
- ⑩ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書類
- ⑪ 予定価格を上回る価格を提示した入札書類
- ⑫ その他入札に関する条件に違反した入札書類

(10) 必要事項の通知

入札説明書等に定めるもののほか、入札に当たっての留意点等、必要な事項が生じた場合には、代表企業に通知する。

4 入札予定価格

事業契約書に定める設計及び建設工事等業務のサービスの対価と維持管理及び運營業務のサービスの対価からなるサービスの対価の予定価格は、新学校給食センター完成・引渡し後及び関小学校及び栄小学校の配膳室の増築完成後に、本市から一括で支払われる予定の一時支払金を含め、事業期間の総額は6,546,996千円(消費税及び地方消費税相当額を除く。)とする。

第6 入札書類の審査

1 PFI事業等審査委員会

事業者の選定に当たり、本市に学識経験者等で構成するPFI事業等審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置する。審査委員会は、落札者決定基準や入札説明書等事業者選定に関する書類の検討を行うとともに、入札参加者から提出された提案の審査を行う。

委員長	宮本 和明	東京都市大学都市生活学部 教授
副委員長	三好 恵子	女子栄養大学短期大学部 教授
委員	柳澤 要	千葉大学大学院工学研究科 教授
委員	岡田 忠篤	吉川市 政策室長
委員	松澤 薫	吉川市 総務部長

2 審査方法

審査は、落札者決定基準に従い入札参加資格審査と入札書類審査に分けて実施する。提案内容及び入札価格を総合的に評価し、最も優れた提案を行った者を選定した後、本市が落札者を決定する。

3 審査項目等

審査項目は、以下のとおりとする。詳細は、落札者決定基準を参照すること。
なお、付帯事業の提案については、審査対象外とする。

資格審査	入札参加者の資格審査
提案審査	事業計画の提案に関する審査 設計業務の提案に関する審査 建設・工事監理業務の提案に関する審査 維持管理業務等の提案に関する審査 運營業務の提案に関する審査 入札参加者独自の提案に関する審査 提案価格に関する審査

(1) 落札者の決定

本市は、優秀提案の選定結果を踏まえ、落札者を決定する。

ただし、優秀提案が複数ある時（総合評価点が同点の時）は、性能評価点が最も高い者を落札者とする。

(2) 落札者決定通知及び審査結果の公表

落札者決定後、速やかに入札参加者の代表企業に対して通知するとともに、審査結果を公表する。

第7 提案に関する条件

本事業の提案に関する条件は、次のとおりである。入札参加者は、これらの条件を踏まえて、入札書類を作成するものとする。なお、入札参加者の提案が要求水準書に示す要件を満たしていない場合は失格とする。

1 立地条件等

(1) 新学校給食センター事業予定地

新学校給食センターが立地する事業予定地の前提条件は、次のとおりである。

建設計画地	埼玉県吉川市大字川藤字前新田 3265 番 1 外 3 筆
敷地面積	約 7,531 m ²
用途地域	市街化調整区域
建ぺい率	60%
容積率	200%
防火地域	指定無し
日影規制	5 時間 (5m)、3 時間 (10m)、h=4m
接道道路	西側道路約 14m、東側道路約 2.1m

給排水	上水道については西側道路から供給を受けることは可能であるが、汚水排水施設については西側道路約 50m 南側まで整備済み（区域外流入については管理者との協議が必要。）
都市ガス	低圧管は西側道路約 50m 南側まで、中圧管は西側道路約 430m 南側まで整備済み（具体的な引き込み方法等についてはガス事業者との協議が必要。）
その他	i) 造成工事は、本市で実施する（平成 26 年 3 月頃完成予定）。なお、敷地中央を南東から北西に用水路（幅約 1.7m）が縦断している（現状の位置で全面暗渠化の予定であるが、水路上部への建物の設置は不可。）。 ii) 吉川市洪水ハザードマップによると、当該敷地において、浸水した場合に想定される水深は 1.0～2.0m 未満であり、最寄りの避難所としては、吉川市総合体育館が想定される。

（２）既存学校給食センター及び既存学校給食調理場

既存学校給食センター及び既存学校給食調理場の概要は、次のとおりである。

施設名	所在地	開設年度	床面積（㎡）	構造
第一学校給食センター	川藤 14 番地 1	昭和 46 年	651	鉄骨 2 階建
第二学校給食センター	木売新田 423	昭和 59 年	853	鉄骨 1 階建
関小学校給食調理場	吉川団地 1-10	昭和 53 年	249.02	鉄骨 1 階建
栄小学校給食調理場	吉川 615	昭和 54 年	266.59	鉄骨 1 階建

2 施設の設計・建設、維持管理及び運営等の提案に関する条件

施設の設計・建設、維持管理及び運営等の提案に関する条件は、第 2 の 6 事業範囲で示す事業者の事業範囲、及び要求水準書に示すとおりとする。入札参加者は、これらの条件を踏まえた上で、入札書類を作成するものとする。

なお、付帯事業は任意とし、独立採算事業として提案すること。

3 業務の委託

事業者は、事前に本市の承諾を得た場合を除き、代表企業、構成企業及び協力企業以外の者に設計、建設・工事監理、維持管理及び運営業務の全部又は一部を委託又は請け負わせることはできない。また、事前に本市の承諾を得ることなく委託又は請負先を変更することはできない。本市は、事業者が承諾を求めた場合、承諾を拒む合理的理由がない限り、これらの承諾を速やかに与えるものとする。なお、業務の委託又は請負は全て事業者の責任で行うものとし、事業者又はその受託者が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、全て事業者に帰すべき事由とみなして、事業者が責任を負うものとする。

4 資金計画・事業収支計画に関する条件

- ① 要求水準書に記載されている食数の推計値を参考に、事業契約書（案）別紙 5 第 2 項に基づいて、固定費及び変動費を算出すること。ただし、提案にあたっては、条件を統一するため、食数は 7,500 食/日として提出することとする。

- ② 割賦金利の算出に当たっては、元利均等払いを前提とする支払金利によって算出し、割賦手数料は基準金利と入札参加者の提案による利鞘（スプレッド）の合計とする。提案提出時に使用する基準金利を 2.0% とする。
- ③ 提案提出時の資金調達計画書・資金収支計画書作成に当たり、新学校給食センターの設計及び建設工事等業務に係る一時支払金は、国庫補助金（学校施設環境改善交付金）及び地方債をもって充てる予定であり、その計算式は次のとおりとする。なお、提案書には、消費税及び地方消費税相当額（消費税率：8%）を除いた金額を記載すること。

一時支払金（消費税及び地方消費税相当額含む）＝ア＋イ＋ウ

「ア：学校施設環境改善交付金相当額 113,756,000 円＋太陽光発電等の整備に関する学校施設環境改善交付金相当額 508,000 円/kW×容量（kW）」

「イ：学校施設環境改善交付金対象経費分地方債相当額 194,300,000 円＋太陽光発電等の整備に関する学校施設環境改善交付金対象経費分地方債相当額 381,000 円/kW×容量（kW）（ただし、十万円未満切り捨て）」

「ウ：その他地方債相当額（事業契約書（案）別紙 4 表 2 の「ア施設費」のうち建設工事費（厨房機器等設置工事費及び外構工事費を含み、既存学校給食センターの解体・撤去工事費、既存学校給食調理場の解体・撤去工事費、関小学校及び栄小学校配膳室増築工事費、什器・備品等設置費、食器類・食缶等調達費、公共下水道延伸工事費は除く。）及びこれらに賦課される消費税及び地方消費税相当額－エ）×75%（ただし、十万円未満切り捨て）」

「エ：学校施設環境改善交付金対象経費相当額 341,272,000 円＋太陽光発電等の整備に関する学校施設環境改善交付金対象経費相当額 1,016,000 円/kW×容量（kW）」

ただし、太陽光発電システムの発電能力（容量）が 20kW を超える提案については、容量が 20kW を超え 30kW 以下の場合、894,000 円/kW に、容量が 30kW を超え 40kW 以下の場合、836,000 円/kW に、容量が 40kW を超え 50kW 以下の場合、805,000 円/kW に、容量が 50kW を超え 100kW 以下の場合、776,000 円/kW に、容量が 100kW を超える場合、737,000 円/kW に読み替えるものとする。（例：容量が 50kW の場合、エ＝341,272,000 円＋（805,000 円/kW×50kW）＝381,522,000 円）

- ④ 既存学校給食調理場解体・撤去工事並びに関小学校及び栄小学校の配膳室の増築工事に係る一時支払金は、地方債をもって充てる予定であり、その計算式は次のとおりとする。なお、提案書には、消費税及び地方消費税相当額（消費税率：8%）を除いた金額を記載すること。

一時支払金（消費税及び地方消費税相当額含む）＝事業契約書（案）別紙 4 表 2 の「ア施設費」のうち建設工事費における既存学校給食調理場の解体・撤去工事費、関小学校及び栄小学校配膳室増築工事費並びにこれらに賦課される消費税及び地方消費税相当額）×75%（ただし、十万円未満切り捨て）

5 本市の費用負担

以下の費用については、本市が費用負担するものとする。

- ① 光熱水費（維持管理及び運営期間中）

- ② 電話料金等（インターネット通信費を含むが、事業者側に発生する費用を除く。）
- ③ 大規模修繕費
- ④ モニタリングに係る費用（事業者側に発生する費用を除く。）

6 サービスの対価

事業契約約款(案)別紙 4 及び別紙 5 に基づく。

7 本市による事業の実施状況及びサービス水準の監視

事業契約約款(案)別紙 2 に基づく。

8 土地の使用

本事業の事業用地は本市の市有地であり、事業者は、工事着手予定日をもって、本施設等の引渡し日までの期間、建設工事等の遂行に必要な範囲で、本市が所有する事業用地を無償で使用することができる。

9 保険

事業契約約款(案)別紙 3 に基づく。

10 本市と事業者の責任分担

(1) 基本的考え方

本事業は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指している。事業者の担当する業務については、事業者が責任をもって遂行し、各業務の履行に伴い発生するリスクについてはそれを管理し、発生時の影響についても自ら負担するものとする。ただし、事業者が適切かつ低廉に管理することができないと認められるリスクについては、本市がその全て又は一部を負うこととする。

(2) 予想されるリスクと責任分担

本市と事業者との基本的なリスク分担の考え方は、事業契約書(案)に示すとおりであり、入札参加者は、負担すべきリスクを想定したうえで提案を行うこと。

11 財務書類の提出

事業者は、維持管理及び運営業務期間中、毎事業年度の財務書類を作成し、毎会計年度の最終日から起算して 3 箇月以内に、公認会計士又は監査能力のある第三者の会計監査を受けたうえで、監査済財務書類の写しを本市に提出し、本市に監査報告を行うこと。

第8 契約に関する事項

1 契約手続き

(1) 契約の条件

落札者と本市は、事業契約の締結に関する基本協定書について速やかに合意するとともに、SPC 設立後、速やかに仮事業契約の締結を行う。また、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 9 条及び吉川市議会の議決に付す

べき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年吉川市条例第 6 号）第 2 条の規定により、吉川市議会の議決を要するので、当該仮事業契約は、市議会でこの仮事業契約の締結に係る議案が議決された時に本契約となる。ただし、本市は、当該議案が市議会で議決されなかった場合でも、仮事業契約の相手方に対していかなる責任も負わない。

（2）契約の解除

落札者決定後、本事業契約に係る議案の議決があるまでの間に、当該落札者が第 3 の入札参加者の備えるべき参加資格要件に示すいずれかの要件を満たさなくなったときは、当該仮事業契約を締結しないことがあり、又は仮事業契約を締結しているときはこれを解除することがある。

2 契約の枠組み

（1）対象者

SPC

（2）締結時期及び事業期間

仮事業契約 平成 26 年 5 月中旬

市議会の議決 平成 26 年 6 月中旬

事業期間は、事業契約締結日より平成 43 年 3 月 31 日までとする。

（3）事業契約の概要

事業者が本市を相手方として締結する事業契約は、事業契約書(案)によるものとし事業契約書(案)の内容は、誤字脱字等の軽微なもの以外は変更しない。

事業契約は、本市の提示内容、事業者の提案内容及び事業契約書に基づき締結するものであり、事業者が遂行すべき施設整備、維持管理及び運営業務に関する業務内容、リスク分担、金額、支払方法等を定める。

3 契約金額

契約金額は、落札者の入札価格に、当該入札価格中の消費税等課税対象額に係る消費税等相当額を加えた金額とする。

4 契約保証金

事業契約約款(案)第 34 条及び第 56 条に基づくものとする。

5 事業者の事業契約上の地位

本市の事前の承諾がある場合を除き、事業者は事業契約上の地位及び権利義務を第三者に譲渡又は担保に供するその他の方法により処分してはならない。株式、新株予約権付社債を新たに発行しようとする場合も、同様とする。

なお、入札参加者等が保有する SPC の株式については、本市の事前の書面による承諾がある場合、譲渡、担保権等の設定その他の処分を行うことができる。

第9 提出書類

1 入札時の提出書類

入札時に提出する書類は、次表のとおりとする。詳細は、様式集（入札参加資格審査）及び様式集（入札書類審査）作成要領を参照のこと。

(1) 入札参加資格審査書類

① 入札参加資格審査に関する提出書類	
・ 資格審査申請書	(様式 1-2)
・ 設計業務を行う者の参加資格等要件に関する書類	(様式 1-3)
・ 建設業務を行う者の参加資格等要件に関する書類	(様式 1-4)
・ 工事監理業務を行う者の参加資格等要件に関する書類	(様式 1-5)
・ 維持管理業務を行う者の参加資格等要件に関する書類	(様式 1-6)
・ 運營業務を行う者の参加資格等要件に関する書類	(様式 1-7)
・ 入札参加者構成表及び役割分担表	(様式 1-8)
・ 委任状 (構成企業→代表企業)	(様式 1-9)
・ 委任状 (代表企業用)	(様式 1-10)
・ 事業実施体制	(様式 1-11)
・ 会社概要書 (代表企業、構成企業及び協力企業の全企業)	(書式自由)
・ 定款 (代表企業、構成企業及び協力企業の全企業)	(書式自由)
・ 決算報告書 (代表企業、構成企業及び協力企業の全企業、直近3箇年)	(書式自由)
・ 登記簿謄本 (代表企業、構成企業及び協力企業の全企業、直近の履歴事項全部証明書原本)	(書式自由)
・ 納税証明書 (代表企業、構成企業及び協力企業の全企業、直近3箇年)	(書式自由)
② その他	
・ 入札辞退届	(様式 2-1)

(2) 入札書類

① 入札書類審査に関する提出書類	
・ 入札書類審査書類提出書	(様式 A-1)
・ 入札参加者構成表	(様式 A-2)
・ 入札書	(様式 A-3)
・ 入札価格計算書	(様式 A-4)
・ 要求水準書及び添付書類に関する確認書	(様式 A-5)
② 提案書	
・ 事業計画全般に関する事項	(様式 B-1～4)
・ 設計業務に関する事項	(様式 C-1～4)
・ 建設・工事管理業務等に関する事項	(様式 D-1～4)
・ 維持管理業務に関する事項	(様式 E-1～7)
・ 運營業務に関する事項	(様式 F-1～4)
・ 入札者独自の提案に関する事項	(様式 G-1～2)
・ 計画図面等提案書類 (新学校給食センター)	(様式 H-1～19)
・ 計画図面等提案書類 (関小学校及び栄小学校の配膳室)	(様式 I-1～19)
・ 事業収支等提案書類	(様式 J-1～2)
・ 提案価格等提案書類	(様式 K-1～3)
・ 事業全体スケジュール	(様式 L-1)
・ 付帯事業提案書類 (任意)	(様式 M-1～3)
③ 基礎審査項目チェックシート	(様式 N-1)

第10 その他

1 事業の継続が困難となった場合の措置

本事業において、事業の履行が困難となった場合には、次の措置をとることとする。

(1) 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- ① 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合又はその懸念が生じた場合、本市は、事業者に対して、改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出と実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善をすることができなかつたときは、本市は、事業契約を解約することができる。
- ② 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業の継続が困難と合理的に認められる場合、本市は、事業契約を解約することができる。
- ③ 前2号により事業契約が解約された場合、事業者は、本市に生じた損害を賠償しなければならない。

(2) 本市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- ① 本市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合、事業者は、事業契約を解約することができる。
- ② 前号により事業契約が解約された場合、本市は、事業者に生じた損害を賠償しなければならない。

(3) 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、本市及び事業者双方は、事業継続の可否について協議する。

一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に、事前に書面でその旨を通知することにより、本市又は事業者は、事業契約を解約することができる。